

長野県流域下水道条例

昭和 54 年 3 月 5 日 条例第 11 号

(設置)

第 1 条 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。第 3 条及び第 4 条において「法」という。）の規定に基づき、流域下水道を設置する。

(名称等)

第 2 条 流域下水道の名称及び流域関連公共下水道は、次の表のとおりとする。

名称	流域関連公共下水道
長野県諏訪湖流域下水道	岡谷市公共下水道 諏訪市公共下水道 茅野市公共下水道 下諏訪町公共下水道 原村公共下水道 富士見町公共下水道 立科町公共下水道
長野県千曲川流域下水道	長野市公共下水道 須坂市公共下水道 小布施町公共下水道 高山村公共下水道 千曲市公共下水道 坂城町公共下水道
長野県犀川安曇野流域下水道	松本市公共下水道 安曇野市公共下水道

(構造の技術上の基準)

第 3 条 法第 25 条の 18 第 1 項において準用する法第 7 条第 2 項の条例で定める技術上の基準は、流域下水道の機能を確保し、並びに生活環境の保全及び人の健康の保護を図るという観点から知事が定める。

(終末処理場の維持管理)

第 4 条 法第 25 条の 18 第 1 項において準用する法第 21 条第 2 項の規定による終末処理場の維持管理は、常時、その機能を維持し、並びに生活環境の保全及び人の健康の保護を図るという観点から知事が定めるところにより行うものとする。

(補則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、流域下水道の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 7 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(昭和 54 年 9 月規則第 33 号で、同 54 年 10 月 1 日から施行)

(中略)

附 則 (平成 27 年 7 月 16 日条例第 37 号)

この条例は、水防法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 22 号）の施行の日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 22 日条例第 19 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。